

戦略的投資と租税環境

室 本 誠 二

目 次

1. はじめに
2. 戦略的投資の内容と評価
3. 公害防止投資と租税環境
4. 研究開発投資と租税環境
5. おわりに

1. はじめに

おくれさせながら企業経営の質的転換が問われている昨今である。マクロ的な観点からは、生産優先経済から福祉優先経済へ、GNP(国民総生産)指標からNNW(国民福祉)指標へ、そして資源消費型産業構造から知識集約型産業構造へと新しい方向が示されている。まさにこれと相対応するかのよう企業財務論の領域でも説かれてきた。すなわち企業環境論や社会的責任論に根ざす投資決定論である。それはこれまでの量的拡大指向型の設備投資論から、地域社会や生活者のニーズに応えんとする、したがって投資誘因の利潤原理になじまないような(長期的にみればかならずしもそうとはいえないが)投資(設備投資以外の投資もありうるから)——これを戦略的投資と呼んでいる——に関する研究が進展しつつあるという現実である¹⁾。拡大投資、取替投資、近代化投資などと異なり、非経済的要素を多くもっているため、計量化が困難であるが、今後の研究の進展によっては相当客観的な選択基準も開発されるものと思う。また、環境との適応を考えるならば、企業を社会システムの中のサブ・システムとして、しかもエコロジカル(ecological)な観点から戦略的投資にアプローチする

方法も必要となろう。ここでは戦略的投資の内容・評価の問題をとくに公害防止投資と研究開発投資に限定して吟味し、かつわが国の租税環境²⁾とのかかわり合いについて述べてみたいと思う。

注

(1) 限界(能力)資本係数(同じ生産能力増加を生み出すのに必要な設備投資)でみると、昭和34~36年の3年間では1をやや下回る程度であった。これが昭和37~40年には、粗有形固定資産残高の平均14%の伸びに対し、生産能力の伸びは11%とかなり下回っている。すなわち限界(能力)資本係数が大きくなっていることで、拡大投資(技術革新に支えられた)が一段落し、福祉厚生施設や研究開発投資への比重が増加しはじめたことを意味する(日本興業銀行調査部編「設備投資の知識」日本経済新聞社、1968、68頁)。

なお限界(能力)資本係数が小さい国では経済成長率が高くなるといわれるが、昭和34~36年などはまさに経済成長指向型の設備投資であったことになる。

ちなみに1960~1970年の10年間についての限界資本係数の国際比較を示すと次のようになっている。日本—2.98, アメリカ—3.54, イギリス—6.41, 西ドイツ—5.32, フランス—4.43, イタリア—3.64, カナダ—4.34(宮沢健一ほか編「現代日本経済論」有斐閣、1973、274頁参照)。

(2) 企業環境ないし経営環境の統一の見解はまだ見られない。日本経営学会第46回大会の統一論題が「経営と環境」であったが論者によりまちまちである(日本経営学会編「経営と環境」千倉書房、1973)。ところで、松原治郎助教授は、「人間の生活活動を支える外部的状況」であり、しかも「その外部的条件を、生活活動展開のフレームのなかに取り入れ、それと接触し、かつ利用する(ときにはマイナスの条件として受け取らざるをえない)ときに、それがその人の生活にとって環境となる」と定義づけている(松原治郎著「生活優先の原理」~福祉社会への条件~講談社、1973、31頁)。そして環境概念のフレームを次のように示す。

① 自然的環境~環境の自然系~(natural environment)

イ. 人間生活の立地条件や基盤としての自然そのもの。

ロ. 人間生活が改造し再生産した自然。

② 社会的環境~環境の社会系~(social environment)

イ. 人間生活が直接接触する集団的生活保持体系としての社会環境。

ロ. 情報(マスコミ)を通じて間接的に経験する準環境(文化環境)。

③ 物財的環境~環境の施設系~(physical environment)

イ. 人間生活拡充のために作り出した技術体系としての物財環境(道具的環境)。

ロ. 人間生活の共同的保持のために維持せしめている生活環境施設体系。

これは社会学的な色彩が強いのので、かならずしも企業ないし組織体の環境とみることはできない。さきほど触れたように経営学では不統一だが、企業環境を経済的環境、社会的環境、制度的環境、技術的環境の4つとするのが妥当なところではなかろうか。したがって、租税環境は制度的環境の1つと考える。

企業財務論の文献では、J. F. ウェストン, E. F. ブリッガム著、諸井勝之助訳「経営財務1」(東京大学出版会、1968、48~71頁)で租税環境という言葉が使用されている(J. Fred Weston

& Eugene F. Brigham "Managerial Finance"; Holl, Rinehart and Winston, Inc., 1966)。

H. L. ティムズ編, 松田武彦監訳, ウィリアム・T. モリス著「設備投資決定システム」(東洋経済新報社, 1969, 26~35頁) もよく租税と投資の関連を捉えている。

論文としては木下宗七助教授のものが注目される(木下宗七稿「戦後日本の租税政策と設備投資行動」季刊「現代経済学」1972年1月号所収180~198頁)。ただし戦略的投資行動にはふれていない。

2. 戦略的投資の内容と評価

実は“環境”の定義, 概念が一定していないように“戦略”なる定義, 概念も一様でない。H. I. アンゾフが企業的意思決定を, ①戦略的意思決定, ②管理的意決定, ③業務的意思決定, の3つに分け, 戦略的意思決定とは企業の外部環境の変化に企業全体を適応させるための意決定である, としている¹⁾。この定義からすれば, 戦略的投資は, 企業の外部環境の変化に適応した, 企業の目標を達成するための資本支出ということになるかと思う。ただ考えようによっては, 過去の経済成長促進型の設備投資もその時代の経済環境, 社会環境に即応したものであるから, それなりに戦略的要素をもったともいえる。しかし, 従来の企業経営は環境と切り離されたクローズド・システムの性格が強く, 企業のたんなる与件として環境を認識してきたといってもよい。したがって, 地域社会や生活者のニーズの問題よりも, 企業自体の存続・成長に焦点を合わせた投資行動であったところに, 現在問題となっている戦略的投資と本質的な相違があるのである。

さて, 今日的な意味での戦略的投資の具体的な内容はどうなるのか。それについては, 通商産業省産業構造審議会管理部会が苦心してまとめた「企業財務政策の今後のあり方」(昭和47年6月発表)と題する意見書(以下たんに「意見書」と呼ぶ)に即して説明することにしよう。

「意見書」は次のように設備投資の態様を分けている。

- (1) 拡大的な投資……新製品の生産・販売のための設備投資や, 現在製品の売上げの増大のための設備投資をいう。
- (2) 取替のための投資……同種設備の取替と陳腐化した設備の取替のための設備投資をいう。

(3) 近代化投資……製品の品質を改良したり，省力化のための設備投資をいう。

(4) 戦略投資……戦略投資の定義は必ずしも明確でないとしながらも，次の4つに類別する。

- ① 公共責任のための投資。すなわち公害防止などの設備投資。
- ② 福利厚生施設への設備投資。
- ③ 研究開発・新製品開発・教育・販売促進など長期の効果を意図する設備投資。
- ④ 多角化や企業集団化のための株式への投資。これには国内の企業の合併系列化のための投資のみならず，外国企業とのジョイント・ベンチャーのための投資，また外国の子会社のための投資などを含める。

この分類は大体においてJ・ディーンのそれに近い²⁾。すなわち投資の目的からみた分類である。たしかに市場占有率を維持し，売上げの増大を図るためには拡大的な投資（生産能力増大のための設備投資のほか，仕掛品・製品などの在庫投資，さらに売上債権投資なども考慮しなければならない）を，技術革新に伴う生産方法を変えるためには取替・近代化投資（機会損失 opportunity loss がその投資の利益につながる）を，製品のライフ・サイクルを考えると新製品のための投資をと，企業サイドからはいずれの投資も企業の存続・成長のためにはおろそかにできないものばかりである。しかも以上のような投資行動が，これまで平行に地域社会の繁栄，人間の生活の豊かさに合致するという市民社会の価値観によって支えられていた。少なくとも1960年代はそうであった。しかしその結果は公害や生活環境の破壊をひき起こした。かくて経済優先原理から生活優先原理へと市民社会の価値観の転換が行なわれ，「企業と」社会の関係における公的側面を重視し，企業「と社会」の関係における社会目標にたいする全体——部分の立場にある企業の貢献について説かれるようになった³⁾。まさに1970年代に企業が当面している問題である。「意見書」はかかる現実認識をふまえて，戦略的投資の第1位に，企業の社会的責任に根拠をおく公害防止投資を取り上げたわけである。また，公害防止のためには技術開発を，マンスホル

ト書簡⁴⁾で提言されたC&R(clean and recycling~きれいかつ再循環する、の略語)製品を開発するためには、研究開発投資や新製品開発投資を取り上げられたことは高く評価してよい。本稿がこの点に絞ってあるのも実はこうした問題意識によるものである。

戦略的投資も他の投資と同じように、企業の存続・成長のために必要な投資であるということには変わりない。したがって、戦略的投資かそれとも生産関連投資かという二者択一の論理では解決のつく問題ではない。それは、各々の投資をいかにミックスしていくか、投資の優先順位をどうするかといえば評価にかかわる問題でもある。ただ生産関連投資の場合は冒頭にもふれたように利潤原理になじむため、経済性計算の手法がいろいろ開発されてきたが⁵⁾、戦略的投資——これを生活関連投資・社会関連投資と概念化してもよいかと思うが——は計量化が困難であり、かつ価値前提が入りこむのでなかなかやっかいである。

そこで次は戦略的投資の評価の問題について若干触れておきたい。

企業と地域社会と生活者との三位一体⁶⁾、共同体的発想が要請されている時代にあって、生産関連投資も社会・生活関連投資も基本的には、企業の成長・安定を目的とした観点からのみ計画・実施されるのではなくして、投資計画やその実施の過程で、社会・人間生活に与える影響をあらかじめ検討しておかなければならないということである。すなわちビジネス・アセスメント(business assessment~経営行動の事前評価システム)の考え方である⁷⁾。とくに公害防止投資は、テクノロジー・アセスメント(technology assessment)⁸⁾と関係をもってくる。すなわち技術の事前点検である。設備投資の決定は業務的意思決定と異なり経営者による意思決定に属するから、これまでのような企業エゴまる出しではなく、真剣に企業と社会との調和を基本とした総資本の立場からの決定をして欲しいものである。社会的責任論は早い時期からあったにもかかわらず、いまもってその必要性が強調されているようではタテマエとホンネが疑われても止むを得ないのである。

戦略的投資の評価にあたり、以上述べた点も考慮すると、2つの側面から評

価されると思う。1つは社会的サイドからの公害防止投資等の評価であり、あと1つは企業サイドからのそれらの評価である。

まず社会的サイドからの評価である。社会監査論の考え方に立つ評価方法がある⁹⁾。まだ研究の段階であるが、伝統的企業会計制度から導かれる財務諸表がもはや、投資家、株主さえも満足しないとなれば、社会監査論で展開されている新しい報告制度を考えざるを得ない。アプト方式¹⁰⁾のようなものは試験段階であるにしても、せめてこれまでの形態別勘定科目体系を機能的勘定科目体系に変えることは容易であろう。たとえば減価償却費勘定を生産設備の減価償却費と公害設備の減価償却費と福利厚生施設の減価償却費とに分けて公開するならば、社会的な評価も可能である。あるいは、損益計算書で、資本成果、労働成果、社会成果（租税、環境改善費、公害対策費、製品安全対策費……）を区分表示することでも1つの進歩である。すでに経済同友会が企業の社会的貢献度を営業報告書に盛り込むことを提言している¹¹⁾。その「営業報告書のモデル試案」をみると、社会的領域における活動報告という1項目を設け、そこで、①公害・環境問題、②地域社会問題、③対国民社会経済、④消費者問題、⑤従業員問題の5つに関し詳細に公表するようになっている。真実な報告であるという前提に立てば、戦略的投資が社会から客観的に評価されることになるわけである。

次は企業サイドからの評価方法について検討してみよう。

「意見書」が指摘するように、戦略的投資の波及効果、持続効果がきわめて大きいにもかかわらず、定量的にその効果を測定することは困難である。とはいっても限られた資本を合理的に、しかも効率よく運用するのが企業財務の鉄則であってみれば、その評価をしないわけにもいかない。そこで、「意見書」は次のような前提をおいて評価方法を説明する。

まず、戦略的投資の評価を次のように大別する。

- ① 投資の目的別の総枠の決定のための評価
- ② 設備投資のプロジェクトの評価……「意見書」はこの立場。

また、

- ①' 同じ目的の代替案の選択のための評価……「意見書」はこれに重点をお

く。

②' 異なった目的の順位づけの評価

したがって、戦略的投資以外の投資との組み合わせや優先順位までは触れていない。ここでは「意見書」に即し、同一目的のプロジェクトの代替案の選択・評価の方法に重点がおかれる。

(a) 達成目標水準を定めて評価する方法

達成水準、または欲求水準 (aspiration level) を設け、それが達成するか否かで評価し、達成する設備のうち、年間の平均費用が最小の投資案をとる。たとえば公害防止のための投資案のうち、公害防止目標水準を上まわるプロジェクトのうちで年平均費用が最小の案を採択するというもの。目標水準を明確にする必要がある。目標水準は数字で設定できれば理想であろう。もちろん環境条件の変化によって目標水準が訂正されることになる。

(b) 利益に還元して評価する方法

戦略的投資が利益に与える波及効果を追跡して推定し、これに基づいて投資利益率等を試算して評価する。たとえば、公害防止の設備投資をやらないことによって受ける損失を見越した利益を予測する。つぎにその投資をやった場合の受ける利益を予測し、両者の差を投資による利益と見なす。それより投資利益率を求め、最大の値をとるプロジェクトを採択する。

この考えを拡大すれば、公害防止の設備投資をした場合のその工場全体の投資利益率を求め、それがその企業によって計画された目標利益率を上まわらなければ、工場の廃止や移転を考えるとということにもなる。方法としては理解されるが、現実には利益の予測が困難であるし、まず何よりも、戦略的投資を利益のみで評価することが正しいかどうかの根本問題がからんでくる。

(c) 総合評価または効用による評価方法

この方法は、企業目標の多元化、社会的制約を考慮して、複数の中間目標を導き出し、それに基づいて評価する方法である。さらに2つに分けられる。

(i) 利害得失の列挙による効果対投資の比

戦略的投資のもたらす効果としてプラス要因とマイナス要因を列挙

し、その効用を主観的に推定し、それと設備投資額との比によって、効果対投資の比を求める。その基準で代替案の選択や順位づけを行なう。

(ロ) 評定尺度法

目的が共通なグループごとに、統一的な評価尺度をまず作って、代替案のもたらす結果を予測し、評価尺度に照らして評価表に記入する。ウェイトづけは点数合計によって行なう。

以上「意見書」が提案している戦略的投資案の評価方法をかいつまんで記述した。とくに最後の総合評価による方法はまだ固まっておらず、理解するに苦しむところである。仮に経済性計算をあてはめてみるならば、(a)の方法は原価比較法に対応する approach, (b)の方法は投資利益法に対応する approach, (c)の方法は利益指標法に対応する approach ということになる。

意思決定者である経営者としては、人間の合理性に限界のあることをまず認めたい。例えば、「利用可能な代替案のなかから、つねに目標のもっとも完全な達成を導く代替案を選択」¹²⁾する道しかないのだから、社会・人間の欲求 (needs) 水準がどの程度であるかの情報をインプットし、最適解 (optimum solutions) は無理としても満足解 (satisfactory solutions) を与える (アウトプット) ほかないのではなかろうか。もちろんその場合、その企業がもっている物的・資金的・人的資源の状態に制約されることはいうまでもない。ますます公害防止に関する法的規制が強まってくるであろうし、代替案の選択・評価ではそれが目標水準の1つとなるし¹³⁾、C&R製品への生活者の欲求水準が高まってくれば、それが研究開発投資の代替案の選択・評価に際し、1つの目標水準となるであろう。かかる点から考えると、「意見書」の(a)の評価方法が現実論としては高く評価されるのである。なお経営科学的な数学的手法を活用することの意義は十分に認めているが、それが決定的なものであるとは考えない。

注

(1) H. I. アンゾフ著・広田寿亮訳「企業戦略論」産業能率短期大学出版部、1969、5~14頁、128~152頁。H. Igor Ansoff; "Corporate Strategy", McGraw-Hill, Inc., 1965.

「広辞苑」(第2版)によると、戦略とは「いくさのはかりごと。各種の戦闘を総合し、戦争を全局的に運用する方法。転じて、政治社会運動などにおいて、主要な敵とそれに対応すべき味方

との配置を定めることをいう。」とある。第1の根源としては、軍事上の意思決定についての考え方や方法論をさしたものであろう。それを経営学で採用したことになる（新村出編「広辞苑」第2版 岩波書店、1972）。

(2) 企業の業種およびその特性によって、設備投資の分類は、これを一義的に規定することは困難である。ディーンは、①資本利益率の源泉、②競争への志向、③形態、④技術変化との関係、⑤戦略的側面の5つの要因を設備投資の分類の指標としてあげている。そして設備投資を目的からみて次のように分類する。

- ① 取替(更新)投資 (replacement investment)……同種設備 (like for like replacement) と陳腐化した設備の取替 (obsolescence replacement)
- ② 拡張投資 (expansion investment)……既存製品の生産拡大、新設の設備拡張
- ③ 製品系列投資 (product-line investment)……既存製品の改良 (防衛的投資)、新製品生産のための設備投資 (攻撃的・開拓的投資)
- ④ 戦略的投資 (strategic investment) ……企業の合同ならびに合併にさいしての巨額の資本支出とか、従業員の福利厚生施設にたいする投資。戦略的投資はしたがって次のように二分されるとしている。

①' 危険減少投資 (risk-reducing investment)

②' 福利厚生投資 (welfare investment)

危険減少投資はさらに、防衛的投資（垂直的合成による一貫生産のためのもの）と攻撃的投資、つまり試験研究開発のための研究投資とに分けて考えている。（古川栄一著「財務管理」同文館、1969、217～220頁、Joel Dean; "Capital Budgeting", 1951, pp. 83～84）。

(3) 富永健一編著「経営と社会」ダイヤモンド社、1971、サブ・リーディングス参照。

(4) マンスホルト書簡とは、現EC委員長シッコ・マンスホルト氏が、まだEC委員会の副委員長であったときに、当時の委員長フランコ・マリア・マルファッティ氏のもとに提出した書簡である。それは1972年2月9日の日付になっている。内容はECの採るべき新たな経済政策に関してであり、この文中にC&R生産の提言をなしている。まさに全人類の危機意識にあふれた見解である。

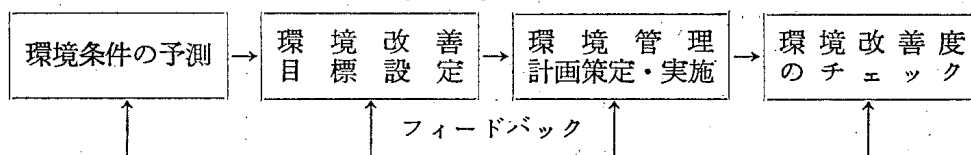
(5) 拡大的プロジェクトの評価は定量的に行なわれてきた。いわゆる設備投資の経済計算である。とくに利益額、あるいは利益率という点から評価される。「意見書」は①利益額比較法（原価比較法を含む）、②投資利益率法、③利益指標法（現在価値係数法）、④資金回収期間法の諸方法を取りあげている。詳しくは省略するが、各プロジェクトの将来の利益はキャッシュ・フロー (cash flow) を資本コスト（これ自体議論もあるが、筆者は J. F. Weston が主張する平均資本コストの考えを採りたい……J. F. ウェストン、E. F.ブリッグム著、諸井勝之助訳、前掲書、317～337頁。）で割引いた現在価値で考えること。なお、投資利益率法では切捨率 (cut-off rate) としての機能をもつ資本コスト、正味現在価値法（利益額比較法のなかで「意見書」は考えているが）では割引率 (discounted rate) としての機能をもつ資本コストに、目標利益率（計画利益率）をとる河野豊弘教授の考え方があることを紹介しておこう（目標利益率の計算に関しては、河野豊弘著「財務管理」下巻、ダイヤモンド社、1969、512～530頁によりたい）。また最近出版された小宮隆太郎・岩田規久男共著「企業金融の理論」（日本経済新聞社、1973）は、ことごと

く従来の財務管理論に批判的である。実に精緻な研究であるが、資本主義理論の仮定に立っているだけに純粹であり、古川栄一、柴川林也、河野豊弘教授らとは相容れないものがある。

参考までに追記しておくが、東証上場100社に対してアンケート調査を行なった結果によれば、設備投資基準の計算に資本回収期間法と投資利益率法が最も多く使われている（河野豊弘他著「投資決定論」日本経営出版会、1967、207頁参照）。

- (6) 名東孝二稿「新しい日本の経営モデルの追求」マネジメント、1972年1月号、16～21頁参照されたい。
- (7) 企業を含めた全社会の最適化という発想からくるものである。おそらくこの言葉は、注(8)に述べたように、テクノロジー・アセスメントにヒントを得たものと考えられる。
- (8) 技術革新は経済発展に大きく貢献したが、こうした経済的利益とは裏腹に、環境破壊、公害問題など人間生活を損う現象も発生したところから、技術が社会に及ぼすプラスとマイナスの影響を全体的に比較秤量し、技術の選択を行なっていくことをさす。テクノロジー・アセスメントは、1966年10月、下院航空宇宙委員会科学研究開発小委員会の「プログレス・レポート」において公式的には始めて用いられたものである。この言葉をわが国で最初提言したのは、社団法人科学技術と経済の会で、1969年秋、「産業予測調査団」を米国に派遣した折、仕込んできたものである。
- (9) 社会監査論が会計学者のなかでも熱心に取り上げられている。いずれ機会を見て見解を發表したいと思う。ここでは文献を一・二紹介するにとどめる。矢部助教授が社会監査に関する一般的な紹介をされている（矢部浩祥稿「社会監査論抬頭の背景と実践上の課題」エコノミスト、1973年11月14日号、60～67頁）。内容的には深くはないが、ハーバード大学の R. A. バウア、D. H. フェン・ジュニア「企業の社会監査」も1つの手がかりである（R. A. Bauer and D. H. Feen; "The Corporate Social Audit" Russell Sage Foundation, N. Y. 1972）。
- (10) アプト方式というのは、アメリカのコンサルタント会社アプト・アソシエーツ社の社長クラーク・C・アプト博士が数年来開発してきた社会的生産物の計測手法（Social Measurement）を意味する。その意図するところは、「社会・財務統合貸借対照表」と「社会的成果と財務的成果の統合」をはかった「社会的損益計算書」の作成であり、企業の社会的評価をしようとするものである（クラーク・C・アプト著、名東孝二監訳「社会監査」ダイヤモンド・タイム社、1973）。これに関する文献も最近多い。
- (11) 週刊東洋経済臨時増刊「企業の社会的責任」～反産業主義の底流とその対応～1973年11月14日号、103頁参照。
- (12) ハーバート・A・サイモン著、宮沢光一監訳「人間行動のモデル」同文館、1970、371頁、Herbert A. Simon; "Models of Man", John Wiley & Sons, Inc., 1957.
- (13) 東電が「環境指標」を導入し、環境改善に目標設定を試みているのが注目される。参考に掲げてみた。具体的な目標を数字で示し、その目標達成にいくら投資し、その成果はどうかを決算期ごとに発表していくことを公約している。

環境対策のフロー



「環境指標」の体系

指 標	指 標 の 内 容
環境改善指 標	公害管理指標 大気汚染物質や騒音等の改善度および管理のための指標
	地域福祉増進指標 緑化率，都市美化等積極的な地域福祉増進，環境創造のための諸施策を示す指標
	安全管理指標 人身安全，設備安全の万全を期するための管理指標
環境財務指 標	環境改善支出指標 上記諸施策に対する設備投資額および経費面からの指標
	環境改善研究活動指標 将来の環境改善に対する研究開発支出の指標
環境貢献指 標	電力資源活用運動の成果を把握し，一層の継続的，効果的展開に資する指標
	地域環境の改善に対する当社の貢献度を把握し，改善促進に資する指標
	当社の環境改善活動に対する社会的要望，評価の把握を通じ，時代の要請に適合した活動の推進に資する指標

資料：週刊東洋経済臨時増刊，1973.11.14，104頁から

3. 公害防止投資と租税環境

一般に投資は利益になじむものである。ところが公害防止投資などは直接金銭的利益が確認されるわけでもないし，むしろ利益を圧迫さえしている。実はこのことが，公害防止技術の未開発とともに，公害防止投資阻害要因とされてきた¹⁾。しかし今や外部負経済の問題は，企業にとって回避できないところまでできている。たんに企業防衛の立場でこの問題を処理するのではなしに，地域社会の環境の保全や人間価値実現といったいわば社会関連利益²⁾ という視点から真剣に取り組まなければならない問題である。

外部負経済＝社会的費用 (social cost) には次のようなものが考えられている³⁾。

- (1) 生産の人的要因を損傷することから生ずるもの
- (2) 空気の汚染・水の汚染
- (3) 動物資源の減少，エネルギー資源の早期涸渇，土壌の浸蝕，地力の消耗
および森林の濫伐
- (4) 技術的変化および失業と資源の遊休によるもの，独占によるもの

(5) 配給によるもの、輸送によるもの

これ以外にもあろう。ただこれら社会的費用の負担を全て企業に課するのはどうか。この辺の問題もあろう。注(1)の奥村教授の調査では⁴⁾、国が50%負担してほしいと解答したのが全体の43.3%も占めていることも忘れてはならない。ただ、租税負担の面で優遇しているので、その点は企業側も認めてほしい。

そこで、公害防止投資と租税とのかかわり合いを考えてみたい。最初に、公害防止投資にかかわる租税負担を軽減することで投資意欲を積極的に刺激する効果をもつと思われる点について取り上げる。次に、公害発生企業に対し租税負担を重課することによって、投資意欲をかり立てる効果をもつと思われる点について取り上げる。いわば、前者は“アメの論理”ないし“馬の前にニンジン式の論理”であるし、後者は“ムチの論理”である。

(1) ソフトな租税環境による公害防止投資の促進

これを減価償却資産に対する特例短縮耐用年数制度と特別償却制度、それに準備金制度を加え、3つの点から説明することにした。

(a) 特例耐用年数制度——汚水処理用減価償却資産（汚水、坑水、廃水または廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却または乾燥等による処理の用に供されるもの）およびばい煙処理用減価償却資産（大気汚染法に規定するばい煙もしくは粉じんまたは特定物質の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、清浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着または拡散の方法その他これらに類する方法による処理の用に供されている減価償却資産をいう。）これらについては一般の資産の耐用年数よりも短い耐用年数を適用する。

(b) 特別償却制度——通常、特別償却とは、企業会計上の普通減価償却費を超えて償却すること、いいかえれば、将来の減価償却費の相当部分を繰り上げて償却することを意味する。これがまた2つに類型化される。その1つは、普通償却額に加算すべき特別償却額を計算するにあたって、取得価額に一定割合を乗ずる方法であり、その2は、普通償却額に一定割合を乗ずる方法である。前者を特別償却、後者を割増償却と呼んでいる。広義にはこの2つを包括して特別償却という概念で規定しても差支えないであろう。いずれの方法によるに

せよ、減価償却範囲額の最高限度は取得価額 (historical cost) である。

高度経済成長時代には、法人税率の引下げと特別償却制度がワンセットで運用され、企業に有利な拡大設備投資が行なわれたことは事実である。

(イ) 公害防止用施設の特別償却 (措法43①一)

この制度の適用対象となる設備は、大気の汚染、水質の汚濁、その他公共の災害の防止のため、その災害の基因となる有害物の除却またはその災害による被害の減少に著しい効果があるもので、その設置をすることが緊急に必要だと大蔵大臣が指定するもの。具体的には、昭和48年5月29日大蔵省告示第69号別表1によって指定されている。たとえば、廃油処理設備、汚水処理設備、ばい煙処理設備、騒音防止設備、産業廃棄物処理設備、重油脱硫設備、悪臭処理設備等である⁵⁾。

ただし青色申告法人に適用されるもので、機械設備も新造のものであることが条件になっている。初年度取得価額の2分の1の特別償却が認められている。

(ロ) 無公害化設備の特別償却 (措法43①二)

この制度の対象となる設備は、従来公害源が生じていた製造設備等について、製造方法または生産工程の変更により、その公害の発生の抑止または減少に著しい効果がある機械その他の設備である。大蔵大臣が指定したもので、具体的には、昭和48年大蔵省告示第69号別表2により、次のような生産設備が指定されている。①二段接触硫酸製造設備、②隔膜法電解装置、③塩素法酸化チタン装置、④無振動鍛造機、⑤無振動鋳型造形機、⑥無臭乾燥装置

このうち、①から③までは、旧重要産業用合理化機械等として指定されていたものである。なお「指定期限」は、昭和50年3月31日までとなっている。取得初年度において取得価額の3分の1の特別償却が認められている。

(c) 公害防止準備金 (措法56の8, 措令32の11①参照)

この制度は昭和47年度の税制改正において創設された。その目的とするところは、公害防止費用の急増による企業経理の激変を緩和し、所得の変動にかかわらず必要の公害防止費用を支出できるようにするためである。対象法人企

業は、青色申告法人でしかも公害防止に要する費用負担が大きな業種である。かつ所得金額の変動が大きい業種として大蔵大臣が指定した業種に属する事業を営む法人である（昭和47年5月大蔵省告示第53号第1項によって33の業種が認められている）。期間は昭和47年4月1日～昭和49年3月31日までとなっているが延長の公算が大きい。

積立額の計算は、売上高の0.3%（所得金額の変動が著しく大きいものとして定められた一定の業種に属する事業については0.6%）に相当する金額を準備金とする。ただ、積立後3年目に取りくずして益金に算入することになっているため（措法56の8②）、この制度そのものに対する批判は別としても、実際の投資促進効果については多少疑問が残る。

(2) ハードな租税環境による公害防止投資の促進

(1)の場合のように積極的な促進機能を果たしているわけではないが、現在の公害発生源である企業に対し、租税負担を重課することでその発生行為を抑止し、加えて公害防止のための投資を行なわしむるよう仕向けるという2つの効果を狙った租税環境の形成である。すなわち抑止力と推進力の相乗効果を狙ったものである。

かつて“工場追出し税”なるものの構想が発表された時期があった。いつとはなしに立ち消えになった。ここで取り上げるのは「公害税」なる構想である。実はこの構想は、ニクソン大統領によって1970年打ち出されたものである。それはいうまでもなく、公害発生源から公害税をとる構想であり、発生源は企業であるとの暗黙の前提に立っている。OECD（経済協力開発機構）環境委員会も公害防止費用の企業負担の原則（PPP）⁶⁾を採択している。わが国においても公害税の必要性は各論者によって説かれている。われわれも「企業の自主責任の原則」からみてもそれは当然だと考えている。まして「企業の社会責任の原則」においておやである。おそらく公害に関する直接規制にも限界があるろう。だとすれば、公害被害者を救済する財源が必ず必要となる。それは政府の責任だと転嫁し、財政支出に依存することでは国民の合意（コンセンサス）を得ることはできない。基本的にはかかる救済財源充当のために「公害税」を課

すべきである。ただわが国の事情からして OECD の原則のように割り切ってしまうこともできないから、国と地方自治体がこれに協力せざるをえない。

問題は「公害税」の技術的なところにある。すなわち、税の形、賦課金(チャージ)、どのように企業に課するかなどについて検討されなければならない。

これと関連して、最近発表された東京都の都市財源強化対策が注目される。その骨子は、企業がもたらした外部負経済の地方財政負担を法人事業税を高めることで軽減せんとするところにある。それによると、資本金1億円以下で年所得が1千万円以下の中小零細企業に対しては軽減措置を講じてはいるものの、49年4月から普通法人の三段階現行税率(標準税率)6%、9%、12%をそれぞれ7%、10.5%、14%に引上げようとするものである。社会的費用の一部をかかせる方法で企業に負担させることも1つの考え方である。しかしあまりにも一般的である。公害発生企業は大企業に限ったことではないし、業種によっても異なるからその意味では差別課税を考えなければならないであろう。また自治省が近い将来に実施を検討している事務所・事業所税案のように、従業員や、建物面積など外形標準を加味した課税方法も参考になろう。今後の課題として指摘したい。また、自動車のような移動発生源に対する課税の問題が残されていることもつけ加えておきたい。

注

- (1) 奥村憲一教授が「公害防止計画の実態」と題して、アンケート調査の結果を発表している。①公害防止管理組織、②公害防止長期計画、③公害防止投資決定、④公害防止に関する国・地方自治体の役割、これらの項目に関するものである。詳しくは、企業会計1973年3月号、121~129頁を参照されたい。
- (2) 「社会関連利益」とは、「経済的機能を果たすさいの企業の責任領域は、環境保全・消費者利益の増進など社会開発以上に重要な今日の課題である。この社会的支出にたいしては、たとえば公害防止投資の場合のごとく、人間の生存、環境の保全、地域社会との良い関係、企業のイメージの向上、公害補償の回避などの無形の利益が得られる。われわれは、この無形の利益を社会関連利益と呼びたい」と規定しているが、大体において賛成である。なおこれは黒沢清編「会計と社会」(中央経済社、1973)のなかでの規定である。
- (3) K. W. Kapp; "The Social Costs of Private Enterprise", 1950, p. 47 ff. (篠原泰三訳「私的企業と社会的責任」岩波書店、1959、53頁以下参照されたい。)
- (4) 奥村憲一稿 op. cit., 129頁。
- (5) 公害防止機器の受注額は、48年11月727億円と月間で過去最高を記録、1月から11月まで合わ

せると4,438億円に達している。この数字はすでに47年1年間の受注額の1.62倍だという。石油危機の余波でこのところ若干伸びが鈍っているが、50から51年にかけて、硫黄酸化物(SO_x)の環境基準や、窒素酸化物(Nox)の環境基準・排出基準(48年設定)、水質汚濁については総量規制(51年実施見通し)など各種の公害に対する規制が一段と強化されてくると思われるので、今後「公害防止産業」なる市場が確立されてくることになる。おそらく、48年1年間の公害防止機器の受注税額は5,000億円を超え、49年には1兆円産業に成長すると見込んでいる(日本産業機械工業会調べによる)。

(6) Polluter pays principle の略である。

4. 研究開発投資と租税環境

公害防止投資と違って、研究開発投資は企業成長の基本的要因だとみられている。ただそこは先行投資の性格をもつがゆえにリスクも高いということがいえる。

さて、研究開発投資が必ずしも設備投資に限定されない。内容の分け方についてはいろいろであるが、「意見書」は研究開発投資と新製品開発投資とを考えている。たとえば技術研究所の新設とか新製品のパイロット・プラントの工事などのための投資を想定しているかと思う。新製品が開発され、企業ベースにのると見込んでの新製品の生産のための投資は戦略的投資とは区別しているようだ¹⁾。通常、試験研究費と開発費といった表現をする。会計学は開発費(新技術・新経営組織の採用、新資源の開発、新市場の開拓などのために支出した額、経常費的なものは含まない。なお、新技術採用のための役員・従業員の海外渡航費とか、新市場開拓のための広告宣伝費とか、市場調査費なども含める)と試験研究費(新製品の試験的製作、新技術の研究などのために特別支出した額で経常的なものは含めない)とに勘定科目を独立させている。ところでわが国商法第286条の3は試験研究費と開発費を、「新製品又ハ新技術ノ研究、新技術又ハ新経営組織の採用、資源ノ開発、市場ノ開拓ノ目的ノ為ニ特別ニ支出シタル金額」ということで一括して規定する²⁾。また、研究目的と研究段階との組み合わせで、新製品研究目的で開発研究段階のものと応用研究段階のもの、工程研究目的でも開発研究段階のものと応用研究段階のものとが考えられる³⁾。ただし、経常研究は、企業がその事業の遂行のため経常的に行なう試験研究であるからこれは戦略的要因か

ら離れるものと考えてよいのではなからうか。よって、新たな製品または新たな技術の発明にかかる試験研究のために特別支出するもの、すなわち開発研究（具体的には、新原理、新製品の発見、発明、新製法の創設、未利用資源の活用方法などの研究等）がここで問題になる。それにしても、たとえば、公害防止設備と生産設備と明確に区分できないことが起りうると同様に、公害防止技術研究と公害防止投資と区分できないこともありうるだろう。研究開発投資は、基礎研究に始まり、そこで得たアイデアを評価して技術開発を行なう。実用化の見通しがついたものは試作段階を経て生産に移るといういくつかのプロセスに分けられるので、それだけ制約条件も多くなる。

ともあれ重化学工業化が達成された今日、わが国は技術の自己開発が要求されている。まして知識集約時代への転換が課題ともなっている。企業は基礎研究にもっと力点をおき、それに従事する人間資本への投資も真剣に考えて欲しいものである。

次に研究開発投資と租税環境とのかかわり合いに及んでいくが、現行のわが国税制でいくと、“アメの論理”に該当するものはある。しかし、“ムチの論理”に該当するものがまだ見つからない。すなわち、研究開発に消極的な企業に対し、租税負担を重課することでこれまでの地域社会や生活者へのマイナス効果に歯止めをかけ、かつ企業をして試験研究費ないし開発費への支出を促進せしめることのできるような税制があるだろうか。できることは、試験研究費、開発費勘定の多寡でいわゆる社会監査をする方法しかないのではないか。それにしても、次に述べる“アメの論理”を悪用すれば、研究開発費は粉飾会計で増加するから、よって租税負担を軽減することができるし、粉飾研究開発費が多いことで、すなわち社会的貢献度が高いと評価されることになりはしまいか。おかしい論理になる。したがってハードな租税環境の形成による研究開発投資の促進の点については筆者自身の今後の研究課題でもあるので、ここでは問題提起にとどめるしかない。

(1) ソフトな租税環境による研究開発投資の促進

(a) 特例耐用年数制度——（「減価償却の耐用年数等に関する省令」別表九）によ

り規定されている。建物及び建物付属設備、構築物、工具・器具・備品（試験又は測定機器、計測機器等）、機械装置（汎用ポンプ・モーター・金属工作機械・加工機械その他等）等で、「開発研究用減価償却資産」について適用される。通常の減価償却資産からみれば耐用年数を相当短縮している。

これは、開発研究のリスクを考慮し、またわが国の企業の緊急事であるという理由によるものである。

(b) 試験研究費が増加した場合の法人税額の特別控除（措法10、42の4）

この制度は、わが国企業の技術開発力の強化を図るために創設されたものである。適用対象となる法人企業は青色申告法人で、しかも研究開発に努力したことによって試験研究費の額が増加した法人である。

この制度は昭和42年6月1日から昭和49年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用される時限立法である。しかしこれまで適用期限の延長が行なわれてきたので、おそらく再延長されるものと考えてよい。注意したいのは、昭和42年6月1日以後に新設された法人の初年度は、比較する事業年度（基準年度）がないので税額控除は適用されない。

〔控除税額の計算〕

① 増加試験研究費＝（比較試験研究費）－（当期の試験研究費）

注1. 比較試験研究費～基準年度（昭和42年1月1日を含む事業年度の直前事業年度）から前期までの試験研究費のうち最も多い金額

2. 比較年度と当期の月数が異なる場合

$$\text{（異なる事業年度の試験研究費の額）} \times \frac{\text{（適用年度の月数）}}{\text{（異なる年度の月数）}}$$

上記算式により異なる事業年度の試験研究費を調整することになる。

なお、合併法人における試験研究費の計算は省略する。

② 控除税額

控除できる税額は、次の①または②の何れか低い金額である。

① $\text{（基準増加額）} \times 25\% + \text{（基準増加額を超える増加額）} \times 50\%$

② $\text{（当期の所得に対する法人税額）} \times 10\%$

注1. 基準増加額～次の①または②の何れか低い金額である。

① $\text{（比較試験研究費）} \times 1\% \times \text{（比較年度の翌期首から当期末までの月数）} \dots\dots$

月数に1ヵ月未満の端数があるときは切り上げて1月とする。)

② 増加試験研究費

2. 基準増加額を超える増加額

(増加試験研究費) - (基準増加額)

3. 所得にかかる法人税額～当該事業年度の所得金額に所定の税率を乗じて計算した金額である⁴⁾。

簡単にいうと、普通程度の試験研究費増加額については25%相当額を、試験研究費増加額のうち、普通以上の特別な増加額が含まれているときには、その特別な増加額の部分については、その50%相当額を税額控除の金額とするというものである。なお、試験研究に要する原材料費と人件費も含むし、委託研究費を支出してあればそれも含むことになる(措令27の4①)。

アメリカでは実効税率50%の企業が行なう研究は、実際には、支出した1ドルにつき50セントの割合でしか企業の負担にならないという⁵⁾。企業の研究開発に対して政府の熱意が感じられる。これが研究開発投資を促進する。

なお(2)としてハードな租税環境による研究開発投資の促進の面を取り上げるべきであるが、さきに断わってあるように今後の研究課題としておく。ただ一言付記しておきたい。それは、研究開発の主体である人的資本(ここでは研究者)に対する課税のあり方である。研究生活上の物心両面にわたる支出が「給与所得控除」と若干の「人的控除」だけでカバーしきれものではないから、人的資本維持(あるいは人間価値維持)に必要な支出を「必要経費」に認めなければならないのではあるまいか。現在のような営利原則にたつ必要経費概念は狭きに失すると思う。研究開発を支える主体に対しては実にハードな租税環境であるといえよう。

注

(1) 河野豊弘他著、前掲書8～9頁参照。

(2) 財務諸表規則第36条、同取扱要領第86条、87条も同様。税法も商法や財務諸表規則と基本的には異なるところがない。

(3) 西沢脩著「管理会計基準」同文館、1969、141頁参照。

(4) 入江勝利大蔵事務官による例題研究が、税務弘報1974年2月号91頁に解説付きでなされているので参考にされたい。

(5) H. L. ティムズ編・松田武彦監訳、ウィリアム・T・モリス著、菊地和聖訳、前掲書、33～34

頁。なお、原文名は William T. Morris; "The Capacity Decision System", Richard D. Irwin Inc., 1967.

また、内野晃著「日本の研究投資」実業公報社, 1962, もよい文献である。

5. おわりに

企業に対する価値観が大きく揺れうごき、オープン・システムとしての企業のあり方が問われている今日、企業財務論の領域でも重要度を加えてきた戦略的投資を社会的ニーズの視点から考えようと試みた。とくに社会・生活関連投資として戦略的性格をもっているところの公害防止投資と研究開発投資の2つを取り上げた。次にこれら投資行動が租税環境とどのようにかかわり合っているかを、わが国の法人税法（とくに租税特別措置法であるが）を手がかりとして考えてみた。

租税環境をソフトなもの、ハードなものに分けること自体に批判もあろうかと思うが、適当な分け方があれば訂正するにやぶさかでない。生産関連投資と社会・生活関連投資との組み合わせ、また、各々のなかでの優先順位の問題は、できるだけ計量化することが望ましいであろう。それは経営者の意思決定のために有効な情報を提供することになるのだが、しかし、純粹理論化をすすめるほど諸仮定をおかなければならず、その結果は現実の企業経営の問題解決から遠ざかるのである。とくにこれまでのような内部経済的効果のみ考えた意思決定では済まされない。社会的な制約なりニーズを経営計画に、あるいは生産技術にビルト・インした企業経営が要請される。製品はすべてC&R製品でなければならない。企業の社会的責任とは寄付金等慈善団体まがいの行動をすることではない。内部負経済を外部に転稼させないことである。企業は自からの技術と物的資源と人的資源とを用いて地域社会と生活者が真に求める価値あるものを創造し、与えるようでないともはや存在価値はないのである。

本稿を終えるにあたり、K. W. カップの言葉を引用しておきたい。「社会的費用の研究を社会学者にとっての重大関心事たらしめる若干の哲学的考察がここに存在している。——中略——生産費の一部を第三者に転稼するような経

済組織、およびこのような社会的費用を無視する一連の学説はわれわれが公言しているヒューマニズムの理想の最も基本的な教義の一つ、すなわち人格の尊重に反している。』¹⁾

注

(1) K. W. Kapp; 篠原泰三訳, 前掲書22頁。

1974. 2. 8

〔追記事項〕

昭和49年度税制改正により、下記のように決定された。

- (1) 公害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。(措法20の2, 56の8関係)
- (2) 試験研究費の額が増加した場合の税額控除制度について、50%の税額控除の適用基準である試験研究費の増加率を年15% (現行年12%) に改めるとともに、適用期限を2年延長する。(措法10, 42の3関係)